

エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の

追加を行う規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

①交流電動機、②エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費効率の向上を進める

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 福田 敦史
電話番号：03-3501-9726 e-mail：shouene-pub@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成25年10月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

これまで機械器具においては、国内において大量に使用され、かつ、エネルギーを大量に消費しているような機器（以下「特定機器」¹という。）を26機器定め、その製造又は輸入を行う事業者（以下「製造事業者等」という。）に対してエネルギー消費効率²の向上努力を求めてきたところ。

今回の改正は、特定機器として新たに2機器（交流電動機、エル・イー・ディー・ランプ）を省エネ法の対象品目に追加することで、より一層の省エネを進めることを目的とするものである。

(2) 規制の内容

現行の省エネ法では、特定機器に対して、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準（トップランナー基準）を定め、それらの製造事業者等に対して当該基準を達成するようエネ

¹ 特定機器への指定要件は後述（p2）。省エネ法第78条に3つの要件が規定されている。

² エネルギー消費効率とは、例えば、年間消費電力量（kWh/年）など単位当たりのエネルギー消費量をいう。

ギー消費効率の向上を義務付けてきた。これまで図 1 右のリストに示す 26 機器をトップランナー基準の対象機器としている。

<対象となる機器の考え方>

トップランナー基準を導入することに伴う省エネ効果は、市場動向や今後の技術開発による改善の余地など、対象とする機器によって違いがある。そのため、対象機器の選定にあたっては、トップランナー基準を定めることにより、十分な省エネ効果を発揮することができる適切な機器を選定していく必要がある。

したがって、現行の省エネ法では、トップランナー基準の対象機器として指定されるものは、エネルギーを消費する機械器具のうち、以下の 3 要件いずれも満たすものと規定されている（法第 78 条）。

【トップランナー基準の対象機器の 3 要件（省エネ法第 78 条）】

- ① 我が国において大量に使用されている機械器具であること
- ② その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること
- ③ その機械器具に係るエネルギー消費効率向上を図ることが特に必要なものであること

ここで、①及び②については、現時点で、日本国内で大量に普及し、その使用に相当量のエネルギーを消費する機器とし³、③については、今後、技術改善などによってエネルギー消費効率が改善する余地の度合いや社会的要請の強さなどを内容としている。

<今回、追加することとしたい機器について>

交流電動機、エル・イー・ディー・ランプについては以下の通りである。

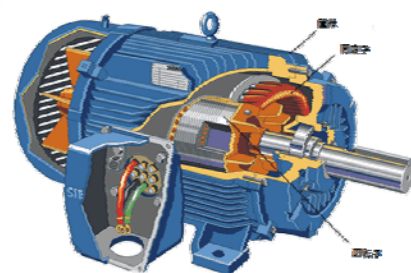
交流電動機

交流電動機とは、電気エネルギーを運動エネルギーに変換する機械。ポンプ、圧縮機などに組み込まれて使用されるが、汎用性があることから組み込み前の状態で取引される。

日本における産業部門の消費電力量の 75%、消費電力量全体の 55% を占め、相当量のエネルギーを消費する機器となっており、今回この交流電動機について、先述のトップランナー基準の対象機器の 3 要件（省エネ法第 78 条）を満たしていることが確認された。

[特定機器に指定するための要件の適合性]

- ① 普及台数：1 億台



³ 具体的な基準は定められていないものの、これまでの特定機器の実績から踏まえると、普及台数 100 万台程度、エネルギー消費量年間 1 万 kl（原油換算）程度である。

- ② 年間総エネルギー消費量（原油換算）：5, 0 4 3. 4 万 k l
- ③ 技術改善余地：電磁鋼板の材料改善 等

エル・イー・ディー・ランプ

エル・イー・ディー・ランプとは、ＬＥＤチップを電球形で発光できるようにした機器。

日本の家庭における電気使用量の１３％が照明によるものである。照明は電球と照明器具に分類され、このうち出荷個数の多い電球において、全電球出荷個数の約２割を占めているのがエル・イー・ディー・ランプである。（なお、残り８割は白熱電球や蛍光灯ランプであり、白熱電球は大幅に出荷台数が減少、蛍光灯ランプは既にトップランナーの対象となっている。）今回このエル・イー・ディー・ランプについて、先述のトップランナー基準の対象機器の３要件（省エネ法第７８条）を満たしていることが確認された。

〔特定機器に指定するための要件の適合性〕

- ① 普及台数：約４千万個
- ② 年間総エネルギー消費量（原油換算）：１. ９ 万 k l
- ③ 技術改善余地：ＬＥＤチップの発光効率向上 等

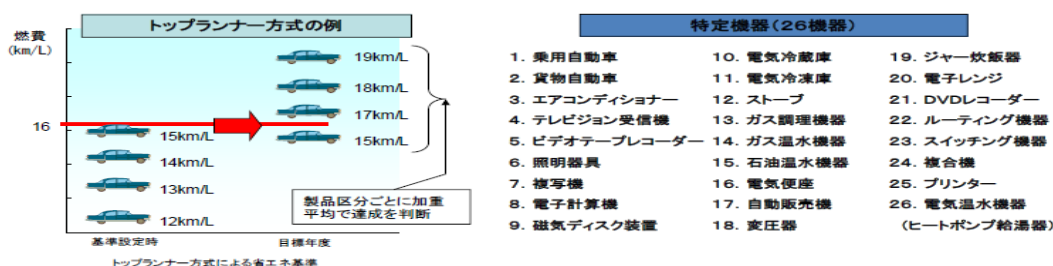


＜具体的な規制の内容＞

製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度⁴において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分ごとに設定された基準値⁵を上回るよう努めなければならない（図１左）。

基準値を達成しなかった製造事業者等には、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させ、当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、経済産業大臣が勧告を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置がなされる。また、命令に従わなかった場合には１００万円の罰金に処することとしている（法第７９条、８７条、９５条）。

図１ 省エネ法トップランナー基準の性能向上のイメージと特定機器



⁴ トップランナー基準の目標年度の設定については、一般に、開発した技術を製品に適用するまでに時間を要するため、製品サイクルを勘案して定めている。基準設定からこの目標年度までの間が、製造事業者等に対する経過措置となっている。

⁵ 同機器の測定方法、目標年度、製品区分、区分ごとの基準値等の判断基準は告示において定める。

また、特定機器として品目追加された場合、その製品に係る製造事業者等においては、消費者が購入する際にエネルギー消費効率に関する情報を取得できるように指定された表示（品名、エネルギー消費効率、製造事業者等名等）を行うことが省エネ法（第80条）において規定され、これにも対応することが求められる。本件についても罰則規定等が設けられている（法第81条、87条、95条）。

（３）規制の必要性

我が国の最終エネルギー消費の推移を見ると（図2）、近年横ばいにあるものの全体の4割以上を占める産業部門、また、産業、運輸部門に比べ増加が顕著であり全体の3割以上を占める民生部門においては、省エネ対策のより一層の強化が求められている。この実現のためには、エネルギーを使用する段階だけでなく、まず、機械器具自体が高効率な使用を実現できる性能を有していることが重要である。

これまで、トップランナー基準の対象となった機器は表1に示すように、エネルギー消費効率に相当程度の改善が見られている。

そこで、現在導入されている特定機器に加えて、国内で大量に普及し、その使用に相当量のエネルギーを消費し、エネルギー消費効率が改善する余地のある2機器（交流電動機、エル・イー・ディー・ランプ）についても新たに特定機器に追加し、省エネ性能の向上を進める措置を講じることが必要である。

なお、これらの2機器については、今回トップランナー基準を導入することで、以下のようなエネルギー消費効率に相当程度の改善を見込んでいる。

- ・ 交流電動機：2015年度に2010年度比で約7.4%の改善
- ・ エル・イー・ディー・ランプ：2017年度に2011年度比で約50.8%の改善

図2 最終エネルギー消費と実質GDPの推移

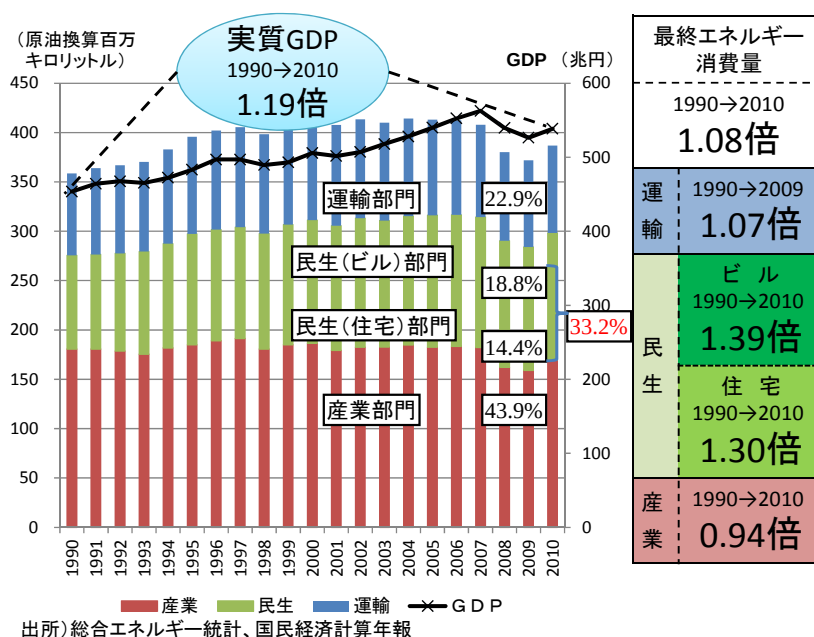


表 1 トップランナー基準によるこれまでの省エネ効果の例

機器名	エネルギー消費効率の改善(実績)	内訳
エアコンディショナー(ルームエアコン)	67.8%(1997→2004冷凍年度)	COP(3.01→5.05)
電気冷蔵庫	55.2%(1998→2004年度)	年間消費電力量(647.3kWh/年→290.3kWh/年)
電気冷凍庫	29.6%(1998→2004年度)	年間消費電力量(524.8kWh/年→369.7kWh/年)
ガソリン乗用自動車	22.8%(1995→2005年度)	燃費(12.3km/l→15.1km/l)
ディーゼル貨物自動車	21.7%(1995→2005年度)	燃費(13.8km/l→16.8km/l)
自動販売機	37.3%(2000→2005年度)	年間消費電力量(2,617kWh/年→1,642kWh/年)
蛍光灯器具	35.7%(1997→2005年度)	ルーメン/ワット(63.1lm/W→85.6lm/W)
電子計算機	99.1%(1997→2005年度)	ワット/メガ演算(0.17→0.0015)
磁気ディスク装置	98.2%(1997→2005年度)	ワット/ギガバイト(1.4→0.0255)
複写機	75.2%(1997→2006年度)	消費電力量(155Wh→42.7Wh)
電気便座	14.6%(2000→2006年度)	年間消費電力量(281kWh/年→240kWh/年)
ガス温水機器(ガス瞬間湯沸器・ガスふろがま)	5.5%(2000→2006年度)	熱効率(77.7%→82.0%)
ガス調理機器(こころ部)	15.7%(2000→2006年度)	熱効率(48.3%→55.9%)
ガスストーブ	1.9%(2000→2006年度)	熱効率(80.9%→82.4%)
石油ストーブ	5.4%(2000→2006年度)	熱効率(78.5%→82.7%)
テレビジョン受信機(液晶・プラズマテレビ)	29.6%(2004→2008年度)	年間消費電力量(179.7kWh/年→126.5kWh/年)
DVDレコーダー(地デジ非対応)	40.9%(2004→2008年度)	年間消費電力量(66.0kWh/年→39.0kWh/年)
電子レンジ	10.5%(2004→2008年度)	年間消費電力量(77.2kWh/年→69.1kWh/年)
ジャー炊飯器	16.7%(2003→2008年度)	年間消費電力量(119.2kWh/年→99.3kWh/年)

＜その他間接的效果＞

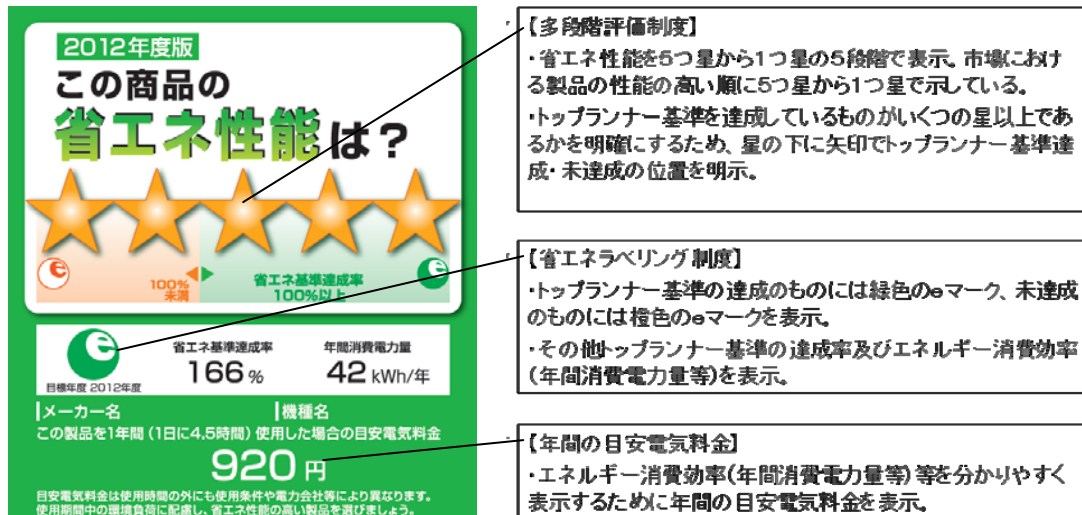
トップランナー基準は法令に基づく基準を導入する際に省エネ効果に係る統一した測定方法が同時に設定され、効果の比較が可能となるため、市場に価格だけでなく、省エネという観点を適切に浸透させる効果もあった。例えば、トップランナー基準の対象となった機器のうち、特に一般消費者の利用が多い家庭用機器を中心に18の機器についてはJIS規格による省エネラベル(図3)を設けている。また、特にテレビ、エアコン、冷蔵庫、蛍光灯器具、電気便座の5機器については、消費者が購入時に省エネ性能についてより認識・比較してもらうため、販売店においては、省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示する統一省エネラベル(図4)を作成し、機器の省エネ性能に関する情報を提供している。

(メーカーカタログ)

図3 省エネラベルの例



図4 統一省エネラベルの例



(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

[関連条項]

- ・ 特定機器（第21条）
- ・ 特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件（第22条）

(5) 規制により影響を受ける関係者

今回の規制により影響を受ける関係者としては、下記の3者が主に想定される。

- ・ 交流電動機、エル・イー・ディー・ランプの製造事業者等
- ・ 交流電動機、エル・イー・ディー・ランプの使用者（消費者、事業者）
- ・ 行政機関（国）

5. 想定される代替案

今回の対象品目の追加に関して、各政策の現状改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。

改正案は、規制によりトップランナー基準を定めて製造事業者等へ向上を義務付ける内容であるが、これに対する代替案としては、改正案のような規制的手法によらず、政府が定める水準及び測定手法によって製造事業者等が自己認証を行い、当該性能の表示等を実施して性能の向上を図ることがあり得る。

以下では、代替案と改正案を比較する形で費用及び便益の分析を行いたい。

6. 規制の費用

(1) 交流電動機

関係者	改正案	代替案
機器の製造事	・ 製造事業者等は、目標年度に告示で定める基準で示すエネルギー消費	・ 製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、製品の設計

業者等	効率の達成が求められるため、扱う製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要となり、研究開発や設備投資に係る追加費用が必要となる。 ・性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。	や仕様の見直し等のための研究開発や設備投資に係る追加費用が必要となるが、任意の措置であることから、製造事業者等が市場動向や企業経営などの観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。 ・性能の表示については、製造事業者等が取り組んだ場合には、カタログへの印刷等の追加費用が必要であるが、従来のカタログ等に記載内容を追記することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。
機器が組み込まれる製品の製造事業者等	・規制導入時には、トップランナーの対象機器を製品に組み込むため、製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上げが予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから追加費用は限定的である。	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、対象機器を製品に組み込むため、研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上げが予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。
機器、製品の使用	・規制導入時には、製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりが見込まれるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから追加費用は限定的である。なお、これまでにトップランナー制度を導入してきた特定機器においても、省エネ効率が改善する中で、平均価格が大幅に上昇しているような傾向は見受けられな	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりが見込まれるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。このため、省エネ効率が改善する中で、平均価格が大幅に上昇する可能性は低いと考え

	い。	られる。
行政機関	・製造事業者等に対して、目標年度における基準達成について報告徴収確認作業を行うため（法７９条）、業務が増えることにはなるが、現在、トップランナー対象として２６機器の業務執行を実施しており、同様の業務フローとなるため現行の環境下での実施が可能であり、費用の追加負担は極めて限定的である。	・政府が水準、手法を定める負担はあるが、基準策定後は任意の自己認証であるため、行政機関として、仮に任意の政策効果を確認する必要があるとしても、費用の追加負担は極めて限定的である。

（２）エル・イー・ディー・ランプ

関係者	改正案	代替案
機器の製造事業者等	・製造事業者等は、目標年度に告示で定める基準で示すエネルギー消費効率の達成が求められるため、扱う製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要となり、研究開発や設備投資に係る追加費用が必要となる。 ・性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、製品の設計や仕様の見直し等のための研究開発や設備投資に係る追加費用が必要となるが、任意の措置であることから、各製造事業者等が市場動向や企業経営などの観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。 ・性能の表示については、製造事業者等が取り組んだ場合には、カタログへの印刷等の追加費用が必要であるが、従来のカタログ等に記載内容を追記することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。
機器の使用者	・規制導入時には、製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりが予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりは予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコス

	が安定していくことから追加費用は限定的である。なお、これまでにトップランナー制度を導入してきた特定機器においても、省エネ効率が改善する中で、平均価格が大幅に上昇しているような傾向は見受けられない。	トが回収され、価格が安定していくことから追加費用は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。このため、省エネ効率が改善する中で、平均価格が大幅に上昇する可能性は低いと考えられる。
行政機関	・製造事業者等に対して、目標年度における基準達成について報告徴収確認作業を行うため（法７９条）、業務が増えることにはなるが、現在、トップランナー対象として２６機器の業務執行を実施しており、同様の業務フローとなるため現行の環境下での実施が可能であり、費用の追加負担は極めて限定的である。	・政府が水準、手法を定める負担はあるが、基準策定後は任意の自己認証であるため、行政機関として、仮に任意の政策効果を確認する必要があるとしても、費用の追加負担は極めて限定的である。

7. 規制の便益

（１）交流電動機

関係者	改正案	代替案
機器の製造事業者等	・トップランナー対象機器となることで、省エネ対策に係る情報を購入者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品購入時のインセンティブ、優先順位へ影響を与えることが期待できる。 ・トップランナー制度導入を通じた効率的な省エネ分野に係る投資が行われ、中長期的には競争力強化につながることを考えられる。	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、省エネ対策に係る情報を購入者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品購入時のインセンティブ等に寄与する可能性があるものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、トップランナー制度導入よりアピール力は弱く、効果は限定的である。
機器が組み込まれる製品の製造事業者等	・トップランナー対象機器を製品に組み込むことで、省エネ対策に係る情報を消費者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品の導入や買い換え時のインセンティブ、優先順位へ影響を与えることが	・製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、省エネ対策に係る情報を消費者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品の導入や買い換え時のインセンティブ等に寄与する可能性があるも

	期待できる。	の、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、トップランナー制度導入よりアピール力は弱く、効果は限定的である。
機器、製品の使用者	・ 機器自体の省エネ性能が確実に向上するため、エネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれる。	・ 製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、機器自体の省エネ性能が向上するため、エネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれるものの、任意の措置であるため、取り組まない場合もあることから、トップランナー制度導入よりも、省エネ性能の向上やコストの低減の効果は限定的である。
行政機関	・ 特に発生する便益は想定されない。	・ 特に発生する便益は想定されない。
社会的便益	・ トップランナー制度を導入することにより、製造事業者等の技術力の向上につながるとともに、我が国にエネルギー消費効率の高い交流電動機が普及することは、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）に寄与する。	・ 我が国にエネルギー消費効率の高い交流電動機が普及することは、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）に寄与するものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、トップランナー制度導入よりも、効果は限定的である。

（２）エル・イー・ディー・ランプ

関係者	改正案	代替案
機器の製造事業者等	・ トップランナー対象機器となることで、省エネ対策に係る情報を消費者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品の導入や買い換え時のインセンティブ、優先順位へ影響を与えることが期待できる。 ・ トップランナー制度導入を通じた効率的な省エネ分野に係る投資が行われ、中長期的には競争力強化につ	・ 製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、省エネ対策に係る情報を購入者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品購入時のインセンティブ等に寄与する可能性があるものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、トップランナー制度導入よりアピール力は弱く、効果

	ながることが考えられる。	は限定的である。
機器、製品の使用者	・ 機器自体の省エネ性能が確実に向上するため、エネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が消費者の便益として見込まれる。	・ 製造事業者等が省エネ性能の向上に取り組んだ場合には、機器自体の省エネ性能が向上するため、エネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれるものの、任意の措置であるため、取り組まない場合もあることから、トップランナー制度導入よりも、省エネ性能の向上やコストの低減の効果は限定的である。
行政機関	・ 特に発生する便益は想定されない。	・ 特に発生する便益は想定されない。
社会的便益	・ トップランナー制度を導入することにより、製造事業者等の技術力の向上につながるとともに、我が国にエネルギー消費効率の高いエル・イー・ディー・ランプが普及することは、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）に寄与する。	・ 我が国にエネルギー消費効率の高い交流電動機が普及することは、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合（温室効果ガス排出削減）に寄与するものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、トップランナー制度導入よりも、効果は限定的である。

8. 政策評価の結果

トップランナー制度導入に伴い、製造事業者等や行政機関の追加費用が発生すると考えられるものの、製造事業者等によるエネルギー消費効率の向上、消費者による当該機器の導入促進、これらに伴うエネルギー消費コスト低減等により、省エネ法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に進めつつ、かつ、製造事業者等の競争力の強化にも寄与するものであることから、便益が費用を上回ると考えられる。また、過去の品目の実績を踏まえても（表 1 参照）、本規制導入による省エネ効果は非常に高く、実効性の高い政策手段であると言える。他方、トップランナー制度導入に対する代替案である製造事業者等による任意の措置は、その取組が任意であるが故に、取り組まれない場合もあることから、製造事業者等や行政機関の追加費用もトップランナー制度導入に比べて省エネ向上効果も限定的である一方で、トップランナー制度導入と比べてエネルギー消費効率の向上等による便益も限定的と考えられる。

先述のとおり、我が国の最終エネルギー消費の推移からも、全体の 4 割以上を占める産業部門、3 割以上を占める民生部門における省エネ対策のより一層の強化が

求められており（図2参照）、この実現のためには、省エネ性能の高い機器の普及を確実に推進できる改正案を講ずべき措置として求めることが適切であると考えられる。

以上に鑑み、国内で大量に普及し、その使用に相当量のエネルギーを消費し、エネルギー消費効率が改善する余地のある「交流電動機」及び「エル・イー・ディー・ランプ」について新たにトップランナー制度の特定機器に追加し、省エネ性能の向上を進める措置を講じていくことは、妥当なものであると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会（現「省エネルギー小委員会」）において、交流電動機及びエル・イー・ディー・ランプを新たにトップランナー対象機器として指定することについて、現行の省エネ法で規定されている3つの要件、①我が国において大量に使用されている機械器具であること、②その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること、③その機械器具に係るエネルギー消費効率向上を図ることが特に必要なものであることを満たしていることが確認された。その後、「三相誘導電動機判断基準小委員会」及び「照明器具等判断基準小委員会」が設置され、基準策定に関する基本的考え方（原則）に基づき目標年度や目標基準値、測定方法など技術的な議論を含めた審議・取りまとめを行い、パブリックコメント等を経て、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会及び総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会照明器具等判断基準ワーキンググループにおいて了承され、新たに特定機器として追加することが妥当とされた。

※詳細資料は下記参照

・ 交流電動機

http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004310/pdf/019_03_02.pdf

・ エル・イー・ディー・ランプ

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/shomeikigu/pdf/report01_01_00.pdf

10. レビューを行う時期又は条件

トップランナー基準の目標年度を経過した時期（交流電動機では2016年度、エル・イー・ディー・ランプでは2018年度）を予定。